

どんな人が利用しているの?

本人の望む在宅生活を継続するために

Nさんは、一人暮らし。数年前から物忘れがありましたが、県外に住む長男が定期的に訪問して支援を行っていました。しかし、最近通帳の置き場所を忘れてしまったり、公共料金がうまく払えなくなり、症状が悪化し、長男への被害妄想もでてきました。そのような様子を民生委員が発見し、社会福祉協議会に相談しました。

日常生活自立支援事業で通帳を預かり、生活支援員が月に1回訪問しています。訪問時には、預金から生活費をおろし、郵便物のなかで支払いの必要なものがあれば一緒に確認をして支払いを行っています。

生活の不安を取り除くことで長男との関係も改善し、福祉サービスを利用しながら在宅生活を継続しています。

今後は、長男とも連携しながら、判断能力低下後の成年後見制度の利用も検討していきます。

自立した地域生活を送れるように

Sさんは、特別支援学校を卒業後、就職し、会社の寮で生活することになった18歳の男性です。幼いころから児童養護施設で生活していました。今まで守られた環境であつたため社会経験が乏しく、新しい生活に不安を抱えていました。Sさんが、その不安を児童養護施設の職員に相談したところ、職員に日常生活自立支援事業を紹介されました。

生活支援員が会社の寮に週1回訪問し、お金について相談を受けています。会社と協力しながら日常的な金銭管理を行い、本人の不安を取り除くようになっています。

まずは本人が就労を継続できるように、いすれば社会人として独立し、自ら金銭管理ができることを目標に支援を行っています。

将来に向けて安定して生活ができるように

Jさんは、アパートで一人暮らしをしながら病院のデイケアに通っています。以前から急にたくさんの洋服を買ってしまったり、急に銀行に行くのが不安になりました。そんな様子を知った病院の相談員が社会福祉協議会に相談しました。

定期的に生活支援員が訪問し、買い物をするときに相談にのったり、一緒に銀行に行って生活費をおろしたりして自信を持ってもらうようにしています。訪問の時には色々なおしゃべりをして楽しんでいます。

まずは浪費を防いで生活の安定をはかり、今後は将来に備えて計画的にお金が使えるよう、病状に応じて病院と密に連携しながら支援していきます。

日常生活自立支援事業のお問い合わせは、お近くの社会福祉協議会、AJU自立の家へ

*名古屋市社会福祉協議会においても名古屋市内を区域として福祉サービス利用援助事業を実施しています。

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会
福祉サービス利用支援センター

〒461-0011
名古屋市東区白壁一丁目
50番地

TEL.052-212-5513

お問い合わせ先

平成27年4月発行



しゃかいふくしほうじん あいちけんしあいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

① どんな人が利用できるの?

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方です。

※契約締結審査会の承認が必要です。



② 利用料はいくらかかるの?

援助内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス

利用料

1回 1,200円
生活保護受給者は無料

※AJU自立の家(名古屋市内)1,000円

- ・書類等の預かりサービス

年間 3,000円
(月額 250円)

③ お手伝いに不満があるときは、どうしたらいいの?

法律・福祉・医療の専門家と当事者組織などで構成されている「運営適正化委員会」がこの事業について監視を行っていて、利用者の苦情を受け付けています。

運営適正化委員会 電話 052-212-5515

④ どんなお手伝いをしてくれるの?

福祉サービス利用のお手伝いをします。

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供
- ・福祉サービスの利用料の支払い手続き
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き

福祉サービス利用のお手伝いにあわせて、次のようなサービスも利用できます。

○日常的なお金の出し入れをお手伝いします。

- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・病院への医療費の支払いの手続き
- ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
- ・生活費に必要な預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続き

○日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。

- ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する相談・情報提供
- ・住民票の届出等に関する行政手続き
- ・日常生活上の消費契約の手続き

○大切な書類等をお預かりします。

- ・銀行の貸金庫等で通帳や印鑑、証書などの大切な書類をお預かりします。

保管できるもの

- 年金証書
- 預貯金通帳
- 証書(保険証書、不動産権利証書、契約書など)
- 実印
- 銀行印 等

※価格変動の大きい有価証券や期日管理の必要なものは預かることができません。

★お近くの社会福祉協議会の専門員が支援計画をつくり、生活支援員がみなさんのところに伺います。

サービス利用の流れ

相談の受付

あなたのまちの社会福祉協議会が相談を受付けます。

訪問調査

社会福祉協議会等の専門員が自宅に伺います。

契約締結審査会

契約締結能力等の審査を行います。

契約書・支援計画作成

本人と社会福祉協議会等で契約を結びます。

専門員が本人の希望を伺いながら支援計画を提案し作成します。

サービス開始

生活支援員が支援計画に沿って、お手伝いを行います。